

平成 2 2 年 第 4 回 青 森 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件

| | 件 名 | 提出 件数 |
|-------|---|----------|
| 専決処分 | 専決処分の承認について (平成 22 年度青森市一般会計補正予算(第 3 号)) 計 | 1 |
| 予 算 案 | 平成 22 年度青森市一般会計補正予算(第 4 号) 平成 22 年度青森市競輪事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算(第 2 号) 平成 22 年度青森市新城財産区特別会計補正予算(第 1 号) 平成 22 年度青森市金浜財産区特別会計補正予算(第 1 号) 平成 22 年度青森市大字荒川財産区特別会計補正予算(第 1 号) 計 | 13 |
| 条 例 案 | 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 青森市奨学金貸与条例の制定について 青森市客引き行為等の防止に関する条例の制定について 青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について 青森市保健所設置条例の一部を改正する条例の制定について 計 | 5 |

| | | |
|------------|---|--|
| <p>単行案</p> | <p>青森市総合計画基本構想の策定について</p> <p>財産の処分について（旧青森市立鶴ヶ坂小学校土地及び建物）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあいの館）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター及び青森市福祉増進センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場）</p> | |
|------------|---|--|

| | | |
|------------|---|-----------|
| | <p>公の施設の指定管理者の指定について(青森市営八甲田放牧地第一牧場等)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(月見野森林公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(浅虫温泉森林公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(合子沢記念公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(郷山前農村公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(杉沢農村公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(本郷農村公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(北中野農村公園)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(モヤヒルズ)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(ユーサ浅虫)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(青森市八甲通り路上駐車場)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(下石川ふれあいセンター)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(なごやかプラザ福田)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(下町幸永会館)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(浪岡茶屋町会館)</p> <p>公の施設の指定管理者の指定について(増館健康センター)</p> <p>字の区域及び名称の変更について</p> <p>市道の路線の廃止について</p> <p>市道の路線の認定について</p> <p>計</p> | <p>44</p> |
| <p>報 告</p> | <p>専決処分の報告について</p> <p>専決処分の報告について</p> <p>専決処分の報告について</p> <p>専決処分の報告について</p> <p>専決処分の報告について</p> | |

| | | |
|-----|-------------|----|
| | 専決処分の報告について | |
| | 専決処分の報告について | |
| | 計 | 7 |
| 合 計 | | 70 |

専決処分

- 議案第144号 専決処分の承認について
(平成22年度青森市一般会計補正予算(第3号))

予算案

- 議案第145号 平成22年度青森市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第146号 平成22年度青森市競輪事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第147号 平成22年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第148号 平成22年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第149号 平成22年度青森市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第150号 平成22年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算(第2号)
- 議案第151号 平成22年度青森市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第152号 平成22年度青森市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第153号 平成22年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第154号 平成22年度青森市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第155号 平成22年度青森市新城財産区特別会計補正予算(第1号)
- 議案第156号 平成22年度青森市金浜財産区特別会計補正予算(第1号)
- 議案第157号 平成22年度青森市大字荒川財産区特別会計補正予算(第1号)

条例案

議案第143号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与改定等を勘案して所要の改正をしようとするものである。

議案第158号 青森市奨学金貸与条例の制定について

合併前の旧青森市・旧浪岡町における奨学金貸与事業を統合することとし、新たな奨学金貸与事業の実施に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

議案第159号 青森市客引き行為等の防止に関する条例の制定について

公共の場所において、市民及び滞在者に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗営業等に係る客引き等を防止し、もってその生活の安全と地域の平穏を保持するため、制定しようとするものである。

議案第160号 青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

青森市中央卸売市場卸荷降し積込所の設置等に伴い、これらに係る使用料の種類及び金額を改正しようとするものである。

議案第161号 青森市保健所設置条例の一部を改正する条例の制定について

保健所機能の効率的運用を図るため、分散している保健所庁舎を統合することに伴い、青森市保健所の位置を変更しようとするものである。

単行案

議案第162号 青森市総合計画基本構想の策定について

青森市は、長期的・総合的な視点から効果的・戦略的なまちづくりを展開していくため、本市のまちづくりの最上位指針であるとともに、市民、団体、企業など多様なまちづくりの主体と議会、行政が協働により目指す共通の目標として、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする、青森市総合計画基本構想を策定するものである。

関係法令

地方自治法第2条第4項

議案第163号 財産の処分について（旧青森市立鶴ヶ坂小学校土地及び建物）

廃校となった旧青森市立鶴ヶ坂小学校を特別養護老人ホームの用に供するため、土地及び建物を処分するものである。

処分する財産

| | | | |
|--------|-------|--|------|
| 土地 | 所在 | 青森市大字鶴ヶ坂字田川187番94 | ほか1筆 |
| | 地目 | 学校用地 | |
| | 地積 | 8,221.11平方メートル | |
| 建物 | 所在 | 青森市大字鶴ヶ坂字田川187番94 | ほか1件 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造4階建 | |
| | 延べ床面積 | 2,598.38平方メートル | |
| 契約の相手方 | 所在 | 青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7 | |
| | 名称 | 社会福祉法人桐栄会 (理事長 中川 晴信) | |
| 処分価格 | | 205,553,000円 | |
| 関係法令 | | 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第3条 | |

議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）

青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館及び青森市立奥内児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

| | |
|-------|--------------------------------|
| 所在 | 青森市本町四丁目1番3号 |
| 名称 | 社会福祉法人青森市社会福祉協議会 (会長 前田 保) |
| 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 関係法令 | 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条 |

議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあいの館）

青森市ふれあいの館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

| | |
|-------|-----------------------------|
| 所在 | 青森市中央二丁目17番6号 |
| 名称 | 青森市身体障害者福祉連合会 (会長 氣仙 正之) |
| 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで |

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市総合福祉センター及び青森市福祉増進センター)

青森市総合福祉センター及び青森市福祉増進センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
(会長 前田 保)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市青森駅前自転車等駐車場)

青森市青森駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 財団法人青森市シルバー人材センター
(理事長 若井 敬一郎)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市古川市民センター)

青森市古川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市古川三丁目7番14号

名称 青森市古川市民センター管理運営協議会
(会長 山田 政元)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市沖館市民センター)

青森市沖館市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市沖館一丁目1番11号

名称 青森市沖館市民センター管理運営協議会
(会長 工藤 彬)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市文化会館等)

青森市文化会館、青森市民ホール、青森市合浦亭、青森市民美術展示館、青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、青森市営野球場、青森市営庭球場、青森市スポーツ会館、青森市スポーツ広場、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市堤町一丁目4番1号

名称 財団法人青森市文化スポーツ振興公社
(理事長 對馬 忠雄)

指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市森の広場)

青森市森の広場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡259番地77

名称 新城縁故者委員会
(委員長 田村 常夫)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について(青森産業展示館及び青森市はまなす会館)

青森産業展示館及び青森市はまなす会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市青森市第二問屋町四丁目4番1号

名称 財団法人青森産業展示館

(理事長 細井 仁)

指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第173号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市西部工業団地多目的施設)

青森市西部工業団地多目的施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡258番地9

名称 株式会社城ヶ倉観光

(代表取締役 宮本 健四郎)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第174号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市ふれあい農園)

青森市ふれあい農園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田190番地4

名称 青森農業協同組合

(代表理事組合長 相坂 陸秀)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第175号 公の施設の指定管理者の指定について(南北後潟館)

南北後潟館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字後潟字平野17番地7

名称 南北後潟館管理運営協議会

(会長 工藤 正雄)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 176号 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）

野木ふるさと館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野木字山口 140 番地 2

名称 野木ふるさと館管理運営協議会
(会長 櫻田 清明)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 177号 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）

牛館ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字牛館字松枝 84 番地 3

名称 牛館ふれあいセンター管理運営協議会
(会長 棟方 昇二)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 178号 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）

女鹿沢農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 35 番地 2

名称 女鹿沢農村コミュニティセンター連絡協議会
(会長 三上 祥美)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 179号 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）

銀農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字前田 369 番地 1

名称 銀町内会
(会長 福山 喜代憲)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第180号 公の施設の指定管理者の指定について(増館農村センター)

増館農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字増館字宮元10番地3
名称 増館町内会
(会長 坂本 武憲)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第181号 公の施設の指定管理者の指定について(五本松農村センター)

五本松農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平40番地1
名称 五本松農村センター管理委員会
(会長 山内 勝男)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第182号 公の施設の指定管理者の指定について(吉野田農村センター)

吉野田農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字吉野田字平野4番地1
名称 吉野田町内会
(会長 工藤 雄三)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 183号 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）

徳長農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字福田 4 番地 1

名称 北部農業構造改善センター管理運営委員会
(会長 西村 剛)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 184号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）

郷山前農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字上野 5 7 番地 2

名称 郷山前町内会
(会長 岩淵 二一)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 185号 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）

孫内農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字孫内字北原 2 3 番地 2

名称 孫内町会
(町会長 我満 勝彦)

指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 4 条

議案第 186号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場）

青森市八甲田憩いの牧場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木 6 3 番地

名称 青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 山田 壽脩)
指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第187号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市営八甲田放牧地第一牧場等)

青森市営八甲田放牧地第一牧場、青森市営八甲田放牧地第二牧場、青森市営八甲田放牧地第三牧場、青森市営八甲田放牧地育成牧場及び青森市営柴森山放牧場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字合子沢字松森245番地1

名称 東青畜産農業協同組合
(代表理事組合長 清田 健)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第188号 公の施設の指定管理者の指定について(月見野森林公園)

月見野森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字高田字日野26番地2

名称 森林組合あおもり
(代表理事組合長 奥谷 俊治)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について(浅虫温泉森林公園)

浅虫温泉森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字浅虫字蛸谷53番地

名称 浅虫林業振興協議会
(会長 古川 勝男)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第 190号 公の施設の指定管理者の指定について（合子沢記念公園）

合子沢記念公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地

名称 青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 山田 壽脩)

指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 191号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）

郷山前農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字上野57番地2

名称 郷山前町内会
(会長 岩淵 二一)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 192号 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）

杉沢農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字高屋敷字社元18番地

名称 高屋敷長寿クラブ
(会長 古村 哲三)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 193号 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園）

本郷農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原85番地5

名称 本郷町内会
(会長 鎌田 幸春)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について(北中野農村公園)

北中野農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市浪岡大字北中野字天王94番地
名称 北中野町内会
(会長 伊藤 芳男)
指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について(モヤヒルズ)

モヤヒルズの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 山田 壽脩)
指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第196号 公の施設の指定管理者の指定について(ユーサ浅虫)

ユーサ浅虫の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体
所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 山田 壽脩)
指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 197号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲通り路上駐車場）

青森市八甲通り路上駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ前1番地106

名称 青森アドセック株式会社

（代表取締役 小林 正基）

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

議案第 198号 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）

下石川ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下石川字平野73番地5

名称 下石川町内会

（会長 小笠原 昭）

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 199号 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田）

なごやかプラザ福田の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡福田二丁目4番地3

名称 福田町内会

（会長 野呂 一則）

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第 200号 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）

下町幸永会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田102番地10

名称 下町町内会

(会長 小山 敬博)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第201号 公の施設の指定管理者の指定について(浪岡茶屋町会館)

浪岡茶屋町会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2

名称 茶屋町町内会

(会長 永井 三雄)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第202号 公の施設の指定管理者の指定について(増館健康センター)

増館健康センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字増館字宮元10番地3

名称 増館町内会

(会長 坂本 武憲)

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第4条

議案第203号 字の区域及び名称の変更について

青森都市計画事業大野土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更しようとするものである。

変更区域 大野字鳴滝、大野字笹崎、大野字今井、安田字若松、大野字山下の一部

関係法令 地方自治法第260条第1項

議案第204号 市道の路線の廃止について

造道112号線ほか4路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 819.6m
総面積 5,807㎡
関係法令 道路法第10条第1項及び第3項

議案第205号 市道の路線の認定について

港町三丁目11号線ほか15路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 2,461.1m
総面積 26,400㎡
関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

報 告

報告第37号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 文化観光交流施設新築工事
契約金額 (変更前) 1,974,000,000円
(変更後) 1,984,731,000円
(増額) 10,731,000円
専決処分年月日 平成22年10月19日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第38号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 文化観光交流施設電気設備新築工事
契約金額 (変更前) 328,576,500円
(変更後) 334,078,500円
(増額) 5,502,000円
専決処分年月日 平成22年10月19日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第39号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

| | |
|---------|---|
| 工事名 | 青森市立新城中学校屋外体育施設整備工事 |
| 契約金額 | (変更前) 167,643,000円 (変更後) 165,069,450円 (減額) 2,573,550円 |
| 専決処分年月日 | 平成22年11月5日 |
| 関係法令 | 地方自治法第180条第1項及び第2項 |

報告第40号 専決処分の報告について

相手方に対し、母子福祉資金償還金の支払を請求する訴えの提起について専決処分したので、その報告をするものである。

| | |
|---------|---|
| 相手方 | 伊藤 勲 |
| 事件名 | 保証債務履行請求事件 |
| 請求金額 | 416,500円(この金額のほか、支払当日までの日数に、年10.75%の割合を乗じ計算した違約金を加算した額) |
| 専決処分年月日 | 平成22年10月15日 |
| 関係法令 | 地方自治法第180条第1項及び第2項 |

報告第41号 専決処分の報告について

相手方に対し、医療費の支払を請求する訴えの提起について専決処分したので、その報告をするものである。

| | |
|---------|--------------------|
| 相手方 | 加藤 香織 |
| 事件名 | 医療費請求事件 |
| 請求金額 | 181,307円 |
| 専決処分年月日 | 平成22年10月15日 |
| 関係法令 | 地方自治法第180条第1項及び第2項 |

報告第42号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

| | |
|---------|--------------------|
| 事故発生年月日 | 平成22年8月30日 |
| 専決処分年月日 | 平成22年10月29日 |
| 関係法令 | 地方自治法第180条第1項及び第2項 |

報告第43号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

| | |
|---------|--------------------|
| 事故発生年月日 | 平成22年9月14日 |
| 専決処分年月日 | 平成22年10月29日 |
| 関係法令 | 地方自治法第180条第1項及び第2項 |